

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 31 日（金）第 128 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）	（会計課取扱い） 1
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除	（環境保全課取扱い） 1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	（環境保全課取扱い） 2
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 2
○農業振興地域の区域の変更	（農村振興課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了（14件）	（農地整備課取扱い） 3
公 告	
○一般競争入札公告	（会計課取扱い） 4
県立病院局企業管理規程	
○鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程（※）	（県立病院課取扱い） 7

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第49号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表収支かいの長（かごしま県民交流センター，歴史・美術センター^{れい}黎明館及び図書館にあつては副館長を，大隅加工技術研究センターにあつては次長をいう。以下同じ。）の項中「，大隅加工技術研究センターにあつては次長を」を削る。

第30条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第714号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 4 項の規定により，令和元年11月26日鹿児島県告示第535号（土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定）で指定した要措置区域の全部について，次のとおり指定を解除する。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定を解除する要措置区域

日置市伊集院町徳重字前田平1786番 6 の一部及び伊集院町郡字寺山2042番38の一部

- 2 指定を解除する要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた実施措置
土壌汚染の除去

鹿児島県告示第715号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和元年11月26日鹿児島県告示第536号（土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
日置市伊集院町徳重字前田平1786番6の一部
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

鹿児島県告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町上山田字荒平6811番10、字新ヶ谷6815番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第717号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、出水農業振興地域の区域（平成18年12月22日鹿児島県告示第1964号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

出水農業振興地域の区域
次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び北薩地域振興局農林水産部農政普及課並びに出水市産業振興部農政課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第718号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）大谷地区の工事は、平成10年12月11日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第719号

土地改良事業県営特殊土壌対策（農業用排水施設整備）輪之尾地区の工事は、平成24年3月22日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第720号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）東海南地区の工事は、平成31年3月28日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第721号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：経営体育成基盤整備（畑地帯担い手支援型））（土層改良）野間東部地区の工事は、平成28年3月3日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第722号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）安納地区の工事は、平成24年6月12日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第723号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）安納地区の工事は、平成24年3月30日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第724号

土地改良事業県営農地整備（通作・基幹）（旧：農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）（農道整備）横山地区の工事は、令和 2 年 3 月 30 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第725号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備）中種子地区の工事は、平成29年3月1日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第726号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農道整備）

中種子地区の工事は、平成26年12月10日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第727号

土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農用地保全及び区画整理）中種子地区の工事は、平成28年 3 月 25 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第728号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）中種子中部地区の工事は、平成26年 3 月 31 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第729号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）岩岡南部地区の工事は、平成28年11月 8 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第730号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）浅川地区の工事は、平成26年 6 月 5 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第731号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良）浅川地区の工事は、平成29年 3 月 6 日に完了した。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
許可等事務サーバの貸貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

- (5) 借入期間
令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで
なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和 2 年 7 月 31 日から同年 9 月 11 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)
- (4) 入札書の提出期限
令和 2 年 10 月 13 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時 令和 2 年 10 月 14 日 午後 1 時 30 分
 - イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）
- (6) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - (ア) 交付場所 (2)に同じ。
 - (イ) 交付期限 令和 2 年 8 月 21 日 午後 5 時 15 分
- 5 契約条項を示す場所及び期限
- 4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
- 契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
- なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
- 次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
- 設定しない。
- 11 契約書案の提出
- 落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
- 鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110 (内線2232)

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Permitting business server:1set

(2) DELIVERY PERIOD:

As shown in the specification book

(3) DELIVERY PLACE:

As shown in the specification book

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 13 October 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Finance Division

Police Administration Department

Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan

TEL 099-206-0110 (ext.2232)

FAX 099-206-5560

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 7 月 31 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 8 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程 (平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表中

非紹介患者 初診加算料	助産に係る もの	県立大島病院	1 件につき1,430円
	その他のも の	県立大島病院	1 件につき1,570円

を

非紹介患者 初診加算料	医師による 場合	県立大島病院	1 件につき5,000円
	歯科医師に よる場合	県立大島病院	1 件につき3,000円
再診加算料	医師による 場合	県立大島病院	1 件につき2,500円
	歯科医師に よる場合	県立大島病院	1 件につき1,500円

に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。